

監 第 5 0 号

令和6年8月16日

雲南市長 石 飛 厚 志 様

雲南市監査委員 渡 部 彰 夫

雲南市監査委員 周 藤 正 志

令和5年度雲南市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年7月25日付財政第47号で審査に付された事項について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

令和 5 年 度

雲南市財政健全化審査意見書

雲 南 市 監 査 委 員

目 次

第1 審査の種類	1
第2 審査の対象	1
第3 審査の実施場所及び期間	1
第4 審査の着眼点及び主な実施内容	1
第5 審査の結果	2
1 健全化判断比率	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	3
(3) 実質公債費比率	4
(4) 将来負担比率	6
第6 まとめ	8
第7 審査意見	9

(注) 1 文中及び各表中の数値、比率は原則表示単位未満を四捨五入し、単位未満の数値を調整した。

2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「0.0」・・・該当数値はあるが単位未満のもの 「－」・・・該当数値のないもの

令和５年度 雲南市財政健全化審査意見

第１ 審査の種類

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項）
 なお、この審査は雲南市監査基準に準拠して実施した。

第２ 審査の対象

- １ 令和５年度 健全化判断比率
 - (1)実質赤字比率
 - (2)連結実質赤字比率
 - (3)実質公債費比率
 - (4)将来負担比率
- ２ 算定の基礎となる事項を記載した書類

算定対象会計

普通会計	一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	農業労働災害共済事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険事業特別会計			
			後期高齢者医療事業特別会計			
	公営企業	法適用	水道事業会計			
			工業用水道事業会計			
			病院事業会計			
			下水道事業会計			
		法非適用	生活排水処理事業特別会計			
一部事務組合		島根県市町村総合事務組合				
		島根県後期高齢者医療広域連合				
		雲南広域連合				
		雲南市・飯南町事務組合				
地方公社 第三セクター等		雲南市土地開発公社（債務保証法人）				
		島根県住宅供給公社（損失補償法人）				

第３ 審査の実施場所及び期間

実施場所：雲南市役所会議室

期 間：令和６年７月２５日から令和６年８月１５日まで（２２日間）

第４ 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、担当課から説明を受け実施した。

第5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であると認めた。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

1 健全化判断比率

令和5年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％、ポイント)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	—	12.64	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	—	17.64	30.00
③ 実質公債費比率	11.2	10.9	0.3	25.0	35.0
④ 将来負担比率	92.1	95.7	△3.6	350.0	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果、該当の数値はない。

実質公債費比率は、11.2％で、前年度に比べ0.3ポイント上昇しているが、早期健全化基準（25.0％）、財政再生基準（35.0％）を下回っている。

将来負担比率は、92.1％で、前年度に比べ3.6ポイント低下しており、この比率についても早期健全化基準（350.0％）を下回っている。

雲南市の比率は、いずれも国の定める適正基準の範囲内である。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\Delta \text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・ 早期健全化基準 12.64％
 （団体・年度ごとに算定）
 ・ 財政再生基準 20.00％

雲南市の一般会計等の実質収支額は441,679千円の黒字となっているため、該当しない。

一般会計等の実質収支額の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増減額	増減率
一般会計	441,665	617,676	△176,011	△28.5
農業労働災害共済事業特別会計	14	9	5	55.6
合計	441,679	617,685	△176,006	△28.5

標準財政規模の内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増減額	増減率
標準税収入額等	5,052,950	5,046,151	6,799	0.1
普通交付税額	12,004,599	11,669,060	335,539	2.9
臨時財政対策債	76,656	160,437	△83,781	△52.2
合計（標準財政規模）	17,134,205	16,875,648	258,557	1.5

標準財政規模（標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債の合計額）は 17,134,205 千円で、前年度に比べ 258,557 千円（1.5%）の増加となっている。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\Delta \text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・早期健全化基準 17.64%
(団体・年度ごとに算定)
- ・財政再生基準 30.00%

連結実質収支額は 5,281,943 千円の黒字となっているため、該当しない。

各会計の実質収支額及び資金剰余額

(単位：千円、%)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増減額	増減率
一般会計等	441,679	617,685	△176,006	△28.5
国民健康保険事業特別会計	11,271	11,404	△133	△1.2
後期高齢者医療事業特別会計	11,231	11,146	85	0.8
水道事業会計	1,548,602	2,002,324	△453,722	△22.7
工業用水道事業会計	170,860	86,204	84,656	98.2
病院事業会計	2,755,116	3,178,218	△423,102	△13.3
下水道事業会計	242,912	184,755	58,157	31.5
生活排水処理事業特別会計	100,272	1,776	98,496	5545.9
合計	5,281,943	6,093,512	△811,569	△13.3

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、比率は次の算式により3ヵ年平均で算出する。

- ・早期健全化基準 25.0%
- ・財政再生基準 35.0%

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B} - (\text{特定財源 C} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 D})}{\text{標準財政規模 E} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 D}} \times 100$$

実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位：％、ポイント)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減
実質公債費比率（3ヵ年平均）	11.2	10.9	0.3

3ヵ年平均の実質公債費比率は11.2％で、前年度に比べ0.3ポイント上昇しているが、早期健全化基準（25.0％）を下回った数値となっている。なお、単年度で比較してみると、当年度は12.0％で、前年度に比べ0.9ポイント上昇している。

いずれも雲南市が目標とする15.0％以内となっている。

実 質 公 債 費 比 率 算 定 の 内 訳

(単位：千円、％)

区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
A	地 方 債 元 利 償 還 金	4,026,976	3,657,335	3,719,442
B	準 元 利 償 還 金	1,741,795	1,753,566	1,800,880
C	特 定 財 源	43,803	39,799	36,470
D	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,173,856	3,930,825	4,063,912
分子合計（A+B）－（C+D）		1,551,112	1,440,277	1,419,940
E	標 準 財 政 規 模	17,134,205	16,875,648	17,537,568
D	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,173,856	3,930,825	4,063,912
分母合計（E－D）		12,960,349	12,944,823	13,473,656
実質公債費比率（単年度）		12.0	11.1	10.5

ア 地方債元利償還金、準元利償還金の状況について

地方債元利償還金及び準元利償還金は5,768,771千円で、前年度に比べ357,870千円（6.6％）の増加となっている。これは主として、地方債元利償還金（一般会計等）の増加によるものである。

地方債元利償還金、準元利償還金の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
地方債元利償還金(一般会計等)(※1)	4,026,976	3,657,335	369,641	10.1
準元利償還金 (※2)	1,741,795	1,753,566	△11,771	△0.7
水道事業会計	292,717	315,621	△22,904	△7.3
工業用水道事業会計	12,672	0	12,672	皆増
病院事業会計	320,033	238,535	81,498	34.2
下水道事業会計	559,772	588,137	△28,365	△4.8
生活排水処理事業特別会計	481,374	516,890	△35,516	△6.9
一部事務組合	75,061	94,105	△19,044	△20.2
公債費に準ずる債務負担行為額	166	278	△112	△40.3
合 計	5,768,771	5,410,901	357,870	6.6

※1 地方債元利償還金は、一般会計などの公債費である。

※2 準元利償還金は、主として公営事業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰出金や将来の支払いを約束した債務負担行為額である。

イ 特定財源の状況について

地方債元利償還金から控除される特定財源は43,803千円で、前年度に比べ4,004千円(10.1%)の増加となっている。これは、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金及び公営住宅使用料のうち公債費への充当可能額の増加によるものである。

特 定 財 源 の 状 況

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	—
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	14,578	12,674	1,904	15.0
公 営 住 宅 使 用 料	28,132	25,040	3,092	12.3
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	0	0	0	—
そ の 他	1,093	2,085	△992	△47.6
合 計	43,803	39,799	4,004	10.1

※特定財源は公債費に充当されているものである。

ウ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額の状況について

地方債元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は4,173,856千円で、前年度に比べ243,031千円(6.2%)の増加となっている。これは主として、災害復旧費等に係る基準財政需要額の増加によるものである。

元利償還金等に係る基準財政需要額算入額の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(※1)	660,011	702,503	△42,492	△6.0
災害復旧費等に係る基準財政需要額(※2)	3,295,549	3,019,141	276,408	9.2
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(※3)	218,296	209,181	9,115	4.4
合 計	4,173,856	3,930,825	243,031	6.2

※1 道路橋りょう費や下水道費の地方債償還金が主なものである。

※2 過疎債、合併特例債償還金を含むものである。

※3 病院事業債償還金などである。

(4) 将来負担比率

一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は次の算式による。

・早期健全化基準	350.0%
・財政再生基準	—%

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能な財源(基金・特定歳入等) B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 D}} \times 100$$

将来負担比率は、次表のとおりである。

(単位：%、ポイント)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減
将来負担比率(A-B/C-D)	92.1	95.7	△3.6

将来負担比率算定の内訳

(単位：千円、%)

区 分		令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
A	将来負担額	57,892,103	60,466,146	△2,574,043	△4.3
B	充当可能な財源	45,949,503	48,070,691	△2,121,188	△4.4
分子 計 (A-B)		11,942,600	12,395,455	△452,855	△3.7
C	標準財政規模	17,134,205	16,875,648	258,557	1.5
D	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,173,856	3,930,825	243,031	6.2
分母 計 (C-D)		12,960,349	12,944,823	15,526	0.1

令和5年度の将来負担比率は92.1%で、前年度に比べると3.6ポイント低下している。当年度の指数は、財政の健全化を示す早期健全化基準(350.0%)を下回った数値となっている。この数値は、低い方が将来の財政を圧迫する可能性が低いと言える。

ア 将来負担額の状況について

将来負担額は57,892,103千円で、前年度に比べ2,574,043千円(4.3%)の減額となっている。これは主に、公営企業債等繰入見込額や地方債現在高の減額によるものである。

将来負担額の内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
地方債の現在高	35,703,295	36,753,400	△1,050,105	△2.9
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	—
公営企業債等繰入見込額	17,297,420	18,799,562	△1,502,142	△8.0
組合等負担等見込額	677,551	622,649	54,902	8.8
退職手当負担見込額	4,210,346	4,286,246	△75,900	△1.8
設立法人の負債額等負担見込額	3,491	4,289	△798	△18.6
連結実質赤字額	0	0	0	—
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	—
合 計	57,892,103	60,466,146	△2,574,043	△4.3

イ 充当可能な財源の状況について

充当可能な財源は45,949,503千円で、前年度に比べると2,121,188千円(4.4%)減少している。これは主として、基準財政需要額算入見込額の減少によるものである。

充 当 可 能 財 源 等 の 状 況

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
充当可能な基金 (※1)	6,775,983	7,381,851	△605,868	△8.2
充当可能な特定歳入 (※2)	408,821	423,701	△14,880	△3.5
うち都市計画税	0	0	0	—
基準財政需要額算入見込額 (※3)	38,764,699	40,265,139	△1,500,440	△3.7
合 計	45,949,503	48,070,691	△2,121,188	△4.4

※1 地方自治法第241条に規定する基金であって、現金・預金・国債等で保有しているもの。

※2 地方債の償還に充当することができる国・県等からの補助金、公営住宅の賃借料及び都市計画税などを対象としている。

※3 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政需要を合理的に算出した額のうち、公債費等について国の定めた算定額を財政需要額へ算入するもの。

第6 まとめ

1 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額の合計は441,679千円の黒字となっているので、該当する数値はない。

2 連結実質赤字比率について

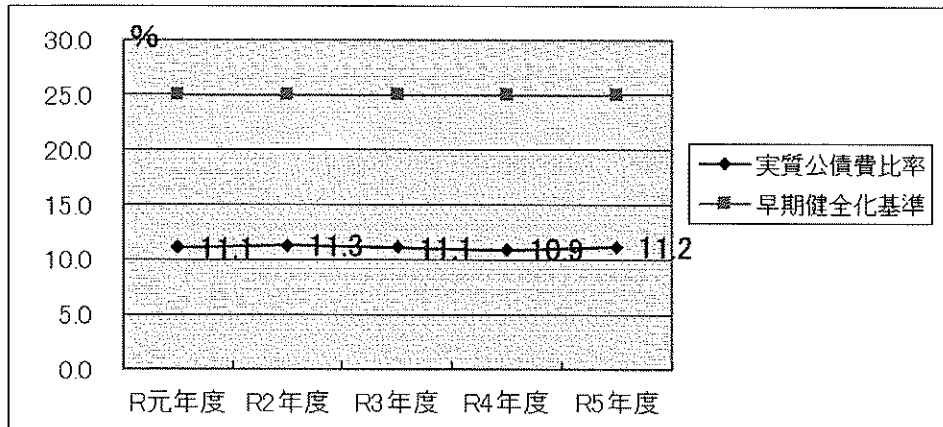
雲南市の連結実質収支額の合計は5,281,943千円の黒字となっているので、該当する数値はない。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、地方公共団体の赤字の程度を指標化したもので、当年度の実質収支額は黒字であり、国の定める適正基準の範囲内となっている。

3 実質公債費比率について

実質公債費比率は11.2%で、前年度に比べ0.3ポイントの上昇となっているが、早期健全化基準(25.0%)を下回った数値となっている。

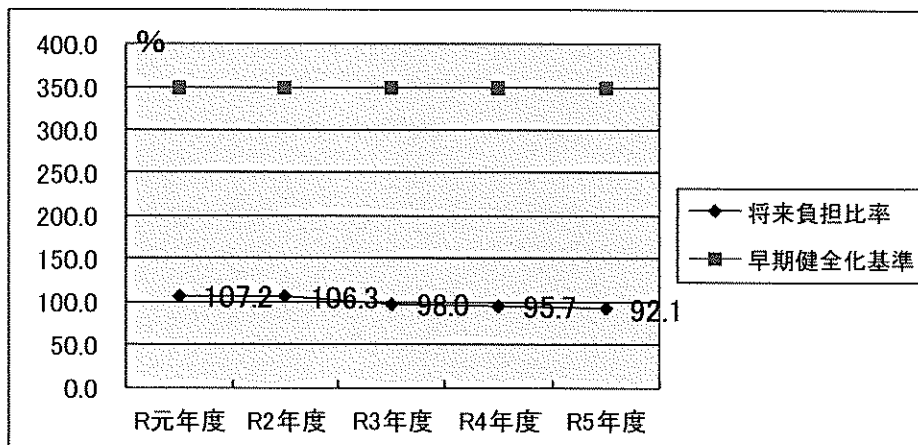
実質公債費比率の推移 （数値は3ヵ年平均値）



4 将来負担比率について

将来負担比率は92.1%で、前年度に比べ3.6ポイント低下しており、早期健全化基準（350.0%）を下回った数値となっている。

将来負担比率の推移



第7 審査意見

財政の健全化判断を示すいずれの比率についても、国の定める適正基準の範囲内となっており、特に指摘すべき事項はない。実質公債費比率は3ヵ年平均で算出され、令和4年度より上昇している。実質公債費比率の上昇は、今後も同様な傾向にあることから、地方債の発行と償還のバランスを図り、適正な財政運営に努められたい。